

令和2年10月29日

保護者 様

県立五泉高等学校長

## 「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」に基づいた取組について

日頃、本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今年1月に、新潟県教育委員会は「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、4月に、別紙のとおり、取組の方向性、具体等を県民に示しました。

当校では、本方針に基づき、今年度から、下記の取組を実施しております。

保護者の皆様には、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 生徒玄関解錠時刻、施錠時刻について

- (1) 平日 7時30分～18時30分
- (2) 土日・祝日 ①8時～17時30分 (4月～10月)  
②8時～16時45分 (11月～3月)

#### 2 学校閉庁日の設定について

- (1) 平日 (計5日) 【夏季休業期間】

8月7日(金)、11日(火)、12日(水)、13日(木)、14日(金)

- (2) 土日・祝日 (計12日)

4月5日(日)、5月10日(日)、6月27日(土)、10月3日(土)、4日(日)

11月21日(土)、23日(月・祝)、2月11日(木・祝)、13日(土)、  
14日(日)、3月6日(土)、7日(日)

※ 学校閉庁日は、原則として校内で補習等学習活動、部活動、保護者との面談等  
は実施しません。

※ 土日・祝日の学校閉庁日は、年末年始の学校閉鎖期間(12月29日～1月3日)  
と同様、学校は施錠され、学校管理員も不在となります。

#### 3 教職員の定時退庁日の設定 (在校時刻を17時20分までとする日)

4月1日(水)、5月14日(木)、6月25日(木)、7月1日(水)

8月24日(月)、9月30日(水)、10月6日(火)、11月24日(火)

12月28日(月)、1月4日(月)、2月15日(月)、3月2日(火)

#### 4 事務室での電話受信について

- (1) 欠席等の電話連絡は、7時40分以降にお願いします。

- (2) 16時50分から19時は学校管理員一人での対応となるため、巡回中は電話の対応ができません。日中おかけした学校からの電話着信に、夕方折り返してかけていただいた際など、つながりにくい時間帯であることをご了承ください。

緊急の用件で日中こちらからお電話をさし上げた場合には、夕方以降も再度、こちらから連絡をとりますので、お待ちいただきますようお願いいたします。緊急でない場合には、日を改めて再度連絡いたします。

保護者・地域のみなさんとともに推進する

# 子供たちの明るい未来のために・・・ 教員の働き方改革

県では、働き方改革推進に向け「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定しました。

## まず 教員の勤務実態について・・・

### ●勤務時間を大幅に超えた長時間勤務となっています

本来の教員の仕事に加え、それ以外にも様々な仕事を抱えている実態があります。

授業の準備 生徒指導 成績処理や採点 各種相談 会議  
行事の準備 部活動 登下校の対応 地域の見回り ……等



### ●このままでは教育の質の低下が心配されます

子供とふれ合う時間が減る 授業があるので休めない 心身が不調だ  
教材研究の時間が十分でない 教員志願者が減っている ……等

## そこで 目標を設定しました

「時間外の勤務時間を1か月45時間以内にする事」「時間外の勤務時間を1年間360時間以内にする事」を目標とします。

特に、過労死や健康障害の危険性が高まる月80時間を超える時間外勤務を行っている教員をゼロにすること、また、年間720時間を超える教員をゼロにすることを目指します。

## その実現に向けて 学校と連携し、次の5つの視点から取組を進めます

### ●勤務時間に対する意識改革

マネジメント能力の向上 学校自己評価

### ●部活動にかかる負担軽減

平日2時間、休業日3時間の活動時間制限

週2日以上 of 休養日設定

参加する大会等の精選

部活動数の見直し

複数顧問制による運営

外部指導者の活用



### ●業務を精選、簡素化、効率化

学校行事の見直し 学校業務の再整理

会議の開催回数等の見直し 業務の平準化

### ●在校時間短縮で働きやすい環境づくり

登退庁時刻の見直し

学校閉庁日の設定 定時退庁日の設定

### ●教育課程の見直し（高等学校）

全日制課程での1日の授業は6限まで

## すると 教育の質の向上につながります

子供とふれ合う  
時間が増える

授業準備や教材研究  
の時間が増える



一方で、市町村立義務教育諸学校においても、働き方改革に一生懸命取り組んでいただいているところです。先頃発行した「学校現場における働き方改革の取組事例集」には、各市町村から報告のあった様々な事例から、成果の上がっている取組や業務改善に効果的と思われる取組をまとめています。

## 「学校現場における働き方改革の取組事例集」から

### 市の部活動指導員制度の活用（妙高市教育委員会）

**Q** どんな方に指導員をお願いしていますか？

**A** 地域の方や保護者の中で専門的な指導力を有する方、生徒にに応じて適切に練習管理ができる方などをお願いしています。指導員は登録制です。学校から市教委へ指導員の登録を申請し登録します。……



### ボランティアによるスクール・サポート・スタッフ （上越市立直江津小学校）

**Q** 業務の流れを教えてください。

**A** 先生方のお手伝いを朝8時15分から2時間ほどボランティアで行っています。先生方は各学年の廊下のボックスに頼みたい作業を入れているので、その中を確認して回ります。……

他にもたくさんの事例を紹介しています。ぜひご覧ください。

## 保護者・地域の皆様へ

教員の勤務時間は7時間45分ですが、それを大幅に超えた長時間勤務を行っている教員が数多くいます。

特に、中学校や高等学校では、部活動が終了した時点で既に勤務時間を超過しており、その後に授業や行事等の準備、成績処理などを行うため、時間外勤務が長時間となります。また、部活動のために土日にも出勤や引率をしている状況もあります。加えて、生徒数や教員数が減少している学校でも、部

活動数が減っていない学校が多くあります。

新潟県の子供たちに、これからも質の高い教育を行っていくためには、教員として最も重要な業務である授業や児童生徒の指導に専念できる環境を整えることが急務です。

子供たちの明るい未来をつくるための教員の働き方改革に、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



### 県立学校における 教員の勤務時間の上限に関する方針

新潟県 勤務時間上限方針

[Q検索](#)

### 学校現場における 働き方改革の取組事例集

新潟県 働き方改革事例集

[Q検索](#)